

○ 宮崎大学工学部教育研究支援技術センター管理運営委員会規程

平成16年7月2日
制 定

改正 平成19年5月22日 平成19年3月6日
平成22年9月24日 平成23年5月31日
平成25年4月1日 平成27年3月17日
平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学工学部教育研究支援技術センター（以下「技術センター」という。）規程第10条に基づき、技術センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 技術センターの管理運営の基本方針の策定
- (2) 技術センターの人事の方針策定とその対応
- (3) 技術力の向上に関する基本方針の策定
- (4) 技術センターの予算案の策定
- (5) 技術センター業務の適否
- (6) 技術センターの諸活動に関する点検・評価等の実施
- (7) その他、管理運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 技術センター長
- (2) ものづくり教育実践センター長
- (3) 事務長
- (4) 総括技術長
- (5) 副総括技術長
- (6) 技術長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、技術センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。
- 4 委員長は、委員の3分の1以上の要請があった場合は、委員会を開かなければならない。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

- 2 委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(各種専門委員会)

第6条 委員会に次の各号に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 技術センター人事専門委員会
- (2) 技術センター企画・業務運営専門委員会
- 2 各種専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、工学部総務係において処理する。

附 則

この規程は、平成 16 年 7 月 2 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 26 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 6 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 31 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。